

基本施策 7 特別な支援を必要とする子どもをきめ細やかに支える環境づくり

「すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」と児童憲章に謳われているように、本来、健やかに成長しなければならないはずの子どもが、虐待を受ける（疑いを含む）事例が、本市においても増加傾向にあります。

子育てに不安感や孤立感を抱えている保護者は少なくなく、時にはそれが虐待へとつながる可能性も否定できません。今や、虐待は特殊な事情を抱えている家庭に限った問題ではなく、どこにでも起こりうる可能性があるとして認識してもおかしくない状況にあります。

このようなことから、本市では、妊婦の段階から虐待の未然防止のため、体制整備並びに対策を積極的に推進しています。

また、障がいを持った子どもとその家庭に対しては、早期発見に始まる切れ目のない支援体制を敷くことが大切です。関係機関や家庭等との連携を強化し、地域の中で生き生きと過ごしていけるよう、支援策を講じる必要があります。

加えて、日本の将来を担う子どもたちが、その生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の可能性を信じ前向きに挑戦することにより未来を切り拓いていけるように、平成 25 年に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が整備されました。この法律及び「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子どもの教育支援、生活困窮家庭の生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等に取り組む必要があります。

ひとり親家庭などの対策も含め、収入面、就労面に関わる施策のみならず、子どもの自立に向け、きめ細やかな支援を行っていく必要があります。

施策の方向性 1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察などの関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが重要となっています。本市では、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携しながら支援に努めています。今後、さらに関係機関との連携を強化し、虐待の発生予防と早期発見、対応、支援に努めていきます。本市の虐待関連の相談、通告件数は、増加傾向にあります。通告は児童の通う園や学校などからが多くなっていますが、虐待が社会問題化するにつれ、住民意識も高まり、近隣からの通告も増えてきています。

ニーズ調査では、「子どもを虐待しているのではないかと思うこと」に対して、「よくある」0.6%、「時々ある」16.8%と回答しており、H25 年ニーズ調査から若干割合が減少しています。

(P. 87、図表 4-7-1)

そのうち、「どんなときに虐待をしているのではないかと思うか」は、「感情的な言葉」88.2%、「たたくなど手を出してしまう」31.5%、「過剰なしつけ」8.6%と回答しており、前回と比較すると、「たたくなど手を出してしまう」は 24 ポイント、「過剰なしつけ」は 9.1 ポイントそれぞれ低くなっており、虐待だと思える理由の変化がうかがえます。また、身近に虐待と思われることに出会ったことの有無については、10.0%が「ある」と回答しており、前回と比較して虐待と思われる場面に遭遇した割合が 0.9 ポイント高くなっています。

一方、虐待を発見した場合の通報先については、「以前から知っていた」と答えた人は35.3%と、前回調査と比べて7.8ポイント上昇しています。

虐待は子どもの心身の成長に大きな影響を及ぼします。子どもの健やかな成長のために、虐待に関する正しい知識、予防法などの学習機会の充実や子育ての悩み等について保護者が気軽に相談できる窓口の周知徹底が重要です。また、虐待を受けている子どもを早期に発見し、適切な支援につなげていくために、市民への虐待に関する理解と通報先の周知に努め、地域全体で児童虐待を防止する環境づくりを進めます。

図表 4-7-1 児童虐待に対する意識

◎子どもに対して虐待をしているのではないかと思うときがありますか（%）

回答者	よくある	ときどきある	あまりない	まったくない	無回答
就学前児童	0.5	16.7	22.6	59.8	0.3
小学生	0.7	16.9	23.0	58.8	0.5
全体	0.6	16.8	22.8	59.3	0.4
〔参考〕H25 調査	1.4	19.5	24.4	51.6	3.1

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

◎虐待だと思う理由は何ですか ※上記で「よくある」「ときどきある」と回答した方を対象（%）

回答者	たたくなど手を出してしまう	過剰なしつけ	食事を食べさせない等制限や放置	感情的な言葉	その他
就学前児童	35.1	8.1	1.4	87.8	1.4
小学生	28.3	9.0	0.6	88.6	3.0
全体	31.5	8.6	1.0	88.2	2.2
〔参考〕H25 調査	55.5	17.7	1.8	85.1	1.6

資料：平成31年1月実施「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（子育て支援課）

◆重点課題 1 関係機関の連携による児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止に向けて、発生の未然防止から早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を行います。支援に当たっては、学校、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点施設など、常に子どもたちに接している施設や地域との連携を図りながら、地域全体で子どもを守る支援体制を強化し、相互に情報を共有することが必要です。特に、要保護児童対策地域協議会は、児童虐待の発生予防から保護・支援に至るまですべての段階で有効な役割を持っており、単なる情報交換の場にとどまらず、個別のケース解決につながるような取組の充実を図ります。また、同協議会がより有効に機能するために、その運営の中核となる専門性を有する職員に対して、資質向上のための研修の充実を図るなど、組織の機能強化を図ります。

【具体的施策】

(1) 関係機関との連携による児童虐待に対する支援体制の強化

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	要保護児童対策地域協議会の機能を強化します。	子育て支援課	削除
	担当職員をはじめとする関係者の資質向上のための研修や学習機会を充実します。	子育て支援課	削除
	適切な対応をするために、関係機関との個別ケース検討会議を開催するほか、児童相談所や学校、保育所等とのネットワーク会議を開催し連携を強化します。	子育て支援課	
	県知事又は児童相談所長への、出頭要求、立入調査又は一時保護の実施判断の速やかな通知を行い、県の行う検証作業への参加・協力などの連携を強化します。	子育て支援課	削除
	主任児童委員及び民生委員との連携による地域支援体制を充実します。	子育て支援課	削除
	要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議や実務者会議を開催して関係機関との連携・支援体制を充実させます。	子育て支援課	新規 新規
	里親制度 ¹ の広報啓発活動を行います。	子育て支援課	
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ² を周知します。	子育て支援課	
	妊娠・出産・育児期に支援を必要とするハイリスク妊婦の情報や支援を共有するため関係機関と連携し、定期的に情報交換会を実施します。	☆健康課 子育て支援課	新規 新規
	子ども家庭総合支援拠点の整備を検討します。		新規 新規

(2) 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の強化

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
283	乳幼児健診や保健指導などの母子保健活動、乳児家庭全戸訪問事業、地域の医療機関、医療関係団体、地域子育て支援拠点施設、保育所、認定こども園などとの連携による、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握を行います。	☆子育て支援課 健康課 保育園、医療機関 認定こども園	
284	養育支援を必要とする家庭への、養育支援訪問事業などの適切な支援を行います。	☆子育て支援課 健康課	
285	主任児童委員及び民生委員、医療、保健、教育、警察などの関係機関による、効果的な情報提供・	子育て支援課	削除

1. 「里親制度」：96 ページに概要の説明があります。

2. 「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」：96 ページに概要の説明があります。

	共有のための連携体制を強化します。		
	保護者が気軽に相談できる窓口の周知と市民や関係機関に対し、虐待に関する理解と通報先の周知に努めます。	子育て支援課	新規
	主任児童委員及び民生委員との連携による地域支援体制を充実します。(再掲)	子育て支援課	削除

(3) 子どもの権利を擁護する活動の推進

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	児童虐待防止推進の強調月間での啓発活動を推進します。	子育て支援課	
	「児童の権利に関する条約」の意義や内容についての広報活動を行い、関係機関との連携による子どもの人権に関する啓発活動を推進します。	子育て支援課	
	小学校等での虐待防止プログラム等の研修会を開催します。	子育て支援課	

施策の方向性 2 障がい児施策の充実

障がい児を早期に発見し早期療育につなげるためには、よりきめ細やかな切れ目のない支援体制を築く必要があります。その際、はまなし学園を地域における療育の拠点として位置づけ、その機能強化を図るとともに、保健、医療、福祉、教育などの関係機関の連携を密にし、それぞれが有する機能の有効活用を図っていきます。

また、平成 23 年度には発達支援室を開設し、年齢や発達課題、障がいの有無を問わず一生涯にわたり、総合的、かつ、専門的な相談支援を行う体制づくりを図っています。

さらに、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域との交流の中で安心した生活を送られるように、放課後等デイサービスをはじめとする各種障がい児福祉サービスの充実、学童保育所の受入体制などの整備を進めていきます。

◆重点課題 1 早期発見・早期療育支援体制の充実

関係機関との連携の下、発達や発育の気になる子どもや障がいのある子どもの療育支援体制を強化するとともに、保護者に対する相談・支援体制を充実します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	妊婦及び乳幼児の健康診査、家庭訪問、相談、地域子育て支援拠点施設等での支援を充実し、関係機関との連携に努めます。	☆健康課 福祉課 子育て支援課	
	県立こども医療療育センター、県立酒田特別支援学校など専門療育機関との円滑な連携による、療育支援の情報提供を行います。	☆福祉課 (発達支援室) 子育て支援課 健康課 専門療育機関	

保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点施設などの職員の知識習得のための研修会や学習会を充実します。	☆子育て支援課 保育所	認定こども園 専門療育機関	
--	----------------	------------------	--

◆重点課題 2 発達障がいに関する支援と連携強化

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障がいの子どもに対して、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をするために必要な力を培えるよう、それぞれの状態に応じたきめ細やかな支援を行います。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充	
	相談窓口機能の周知と、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の共通理解による連携を強化します。	☆福祉課 （発達支援室） 健康課	子育て支援課 学校教育課	
	特別支援教育士等による保育所、認定こども園訪問を充実します（育ちのサポート事業等）	☆福祉課 （発達支援室） 健康課	子育て支援課 保育所 認定こども園	
	関係者の資質向上のための研修会や学習会を充実します。	☆福祉課 （発達支援室） 健康課	子育て支援課 保育所 認定こども園	
	巡回相談員やカウンセラーを充実します。	福祉課 （発達支援室）		削除
	市民への発達障がいについての適切な情報提供と知識の啓発を行います。	福祉課 （発達支援室）		
	幼児期から小・中学校への継続した支援体制を整備します。	☆福祉課 （発達支援室） 健康課	子育て支援課 学校教育課	
	ペアレント・プログラムの実施体制を整備します。	子育て支援課	新規	新規

◆重点課題 3 障がい児支援サービスの充実

障がいのある子どもが、より良い環境の下で療育されるよう支援内容を充実し、障がい児福祉の向上を図ります。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充	
	児童発達支援センターとしての児童発達支援や保育所等訪問支援事業を行います。	☆はまなし学園 子育て支援課	福祉課 （発達支援室）	
	はまなし学園と県立総合療育訓練センターなどの関係機関との連携による地域療育支援ネットワークを充実します。	☆はまなし学園 子育て支援課 専門療育機関	福祉課 （発達支援室）	
	相談支援の充実に努め、放課後等デイサービス、短期入所などの障がい福祉サービスの受け入れ体制の拡充に努めます。	福祉課		

障がいの状況に応じた適切な補装具、日常生活用具の給付支援を充実します。	福祉課		
特別児童扶養手当、障がい児福祉手当などの適切な給付を行います。	福祉課		
障がい児を対象とした水泳教室などのスポーツ教室を充実します。	スポーツ振興課		
保育所、認定こども園などでの障がい児の受入の推進と受入のための環境整備を充実します。	子育て支援課 県	保育所 認定こども園	
学童保育所における障がい児の受入を推進します。	子育て支援課		削除
障害のある人もない人も、お互いに尊厳を認め合い共に生きる「心のバリアフリー」を学ぶ機会を提供します。	交流観光課 福祉課		新規 新規

◆重点課題 4 特別支援教育の充実

個々の児童生徒に適応した適正な就学指導を行うとともに、インクルーシブ教育システム³の考え方を踏まえた特別支援教育を推進します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	特別支援学級と通常学級の交流を推進します。	学校教育課	
	特別支援教育に対する理解を深める取組を推進します。	学校教育課	
	県立酒田特別支援学校と連携した支援体制の充実を図ります。	学校教育課	

施策の方向性 3 子どもの貧困対策の推進

平成30年に山形県が行った「子どもの生活実態調査」によると、等価可処分所得⁴が122万円に満たない世帯の子どもの割合（子どもの貧困率）は16.0%となっています。

日本の将来を担う子どもたちが、その生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の可能性を信じ前向きに挑戦することにより未来を切り拓いていくため、平成25年に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。この法律及び「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等などの子どもの貧困対策を進めていきます。

◆重点課題 1 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、

3. 「インクルーシブ教育システム」：96ページに概要の説明があります。

4. 「等価可処分所得」：①「可処分所得」：実収入から、税金や社会保険料などの非消費支出を差し引いた手取り収入を、「家計が自由に処分することができる所得」という意味で可処分所得といいます。②「等価可処分所得」：①「可処分所得」を世帯の人数の平方根で割ったもの。

能力・可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、社会全体の成長・発展にもつながります。学校と福祉関連機関が連携し、総合的な支援を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	児童生徒の家庭環境等を踏まえ、必要に応じて生活支援や福祉制度につなぐことができるよう関係機関の連携を強化します。	☆学校教育課 福祉課 子育て支援課	
	保育所、認定こども園に入園している家庭の経済的負担軽減を充実します。(再掲)	☆子育て支援課 認定こども園 保育所	
	経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対し、必要な援助を行う制度を周知します。	学校教育課	
	子どもの教育機会の均等を図るため、地域の多様な主体による学習支援の実施を推進します。	子育て支援課 地域 福祉課	

◆重点課題 2 生活の支援

貧困の状況にある子どもについては、これに伴ってさまざまな不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。このような社会的孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、相談事業の充実を図る必要があります。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	ひとり親家庭子育て生活支援事業の周知を図り、登録受付をします。	☆子育て支援課 県母子連	
	保育所や学童保育所などの優先入所、ファミリー・サポート・センターの利用などに配慮します。	☆子育て支援課	
	相談窓口機能の周知とスムーズな対応や連携を強化します。	☆福祉課 子育て支援課	
	「子ども食堂」の取り組みを支援します。(再掲)	子育て支援課 地域	新規 新規

◆重点課題 3 保護者の就労支援

労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図るため、就労に関する相談体制を充実します。また、ひとり親家庭においては、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就労につながる資格取得のための支援も必要となっています。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	就労支援員による生活困窮や生活保護の子育て家庭の保護者への就労支援を行います。また、生活困窮世帯については、生活自立支援センターを窓口にし、支援を行います。	福祉課	
	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の就労支援を行います。	子育て支援課	削除
	就労支援を効果的・効率的に行うため、福祉部門と雇用部門の各機関の連携を強化します。	子育て支援課 公共職業安定所 福祉課	
○	就労につながる資格取得のため、ひとり親家自立支援給付金事業等を行います。	子育て支援課	
	ひとり親家庭の就労支援のための研修等を周知します。	子育て支援課	○に統合

◆重点課題 4 経済的支援

生活保護や各種手当など、さまざまな支援を組み合わせた形で、世帯の生活の基礎を下支えします。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	生活保護世帯の子どもの高等学校等の進学に際し、入学料、入学考査料等を支給します。	福祉課	
	児童扶養手当の適切な給付を行います。	子育て支援課	
	母子父子寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金・離転職者支援資金制度を周知します。	☆子育て支援課 福祉課	

施策の方向性 4 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が増加している中で、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の規定を踏まえて、きめ細やかな福祉サービスの展開と就労・自立の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就労支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。特に経済的支援策では、母子家庭だけでなく父子家庭においても子育てと仕事の両立が難しく、父子家庭への対象拡大が図られてきています。また、税制や各種手当における未婚のひとり親への支援も整備されてきています。

このような国の制度拡充に対応しながら、他機関とのスムーズな連携を図っています。また、市では、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた相談・支援体制の強化に努めています。また、「酒田市母子福祉ねむの木会」では、市や山形県母子寡婦福祉連合会などとの連携を図り、母子家庭、寡婦の就労と社会参加の促進などに主体的に取り組んでいます。

本市では、こうした動きを踏まえつつ、家庭の状態に応じた支援の充実を図っていきます。

◆重点課題 1 ひとり親家庭等に対する支援の充実

子どもの養育や生活の悩みなどの相談に適切に応じるとともに、就業・自立に向けた総合的な支援を目指し、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策等について推進します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	子育て支援医療・ひとり親家庭等医療の給付を行います。(再掲)	子育て支援課	
	保育所や学童保育所などの優先入所、ファミリー・サポート・センターの利用などに配慮します。(再掲)	子育て支援課	
	子どもの教育機会の均等を図るため、地域の多様な主体による学習支援の実施を推進します。(再掲)	子育て支援課 福祉課	地域 削除
	親の疾病などの場合における、短期入所生活援助（ショートステイ）事業を実施します。	子育て支援課	
	相談窓口機能の周知とスムーズな対応や連携を強化します。	子育て支援課	
	母子・父子自立支援員による相談の実施と要支援者の把握を行います。	子育て支援課	
	就労につながる資格取得のため、ひとり親家自立支援給付金事業等を行います。(再掲)	子育て支援課	
	家庭裁判所が作成している養育費や子どもに関する手続き等のリーフレットなどを配布します。	子育て支援課	削除
	無料法律相談会や市民生活相談窓口、県や財団法人が行うひとり親家庭に対する生活支援事業などの情報提供を行います。	子育て支援課	
	児童扶養手当の適切な給付を行います。(再掲)	子育て支援課	
	母子父子寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金・離転職者支援資金制度を周知します。(再掲)	☆子育て支援課 福祉課	
	ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援教室を実施します。	子育て支援課	新規 新規

◆重点課題 2 ひとり親家庭等の社会参加の支援

ひとり親家庭等が精神的に孤立しないように、自立に向けて互いに支え合う団体活動を積極的に支援します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
	ひとり親家庭を支援するNPO法人や関係団体の情報を提供します。	☆子育て支援課	NPO法人 削除

「酒田市母子福祉ねむの木会」の活動を支援します。	子育て支援課	
親子のふれあいの機会としてのレクリエーション活動を充実します。	子育て支援課	

施策の方向性 5 外国につながる子どもへの配慮・支援

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行う必要があります。

基本施策3から移動

◆重点課題 1 子ども・保護者・教育施設等への配慮・支援

海外からの帰国などによる外国籍等の子どもに必要な支援を行います。また、言葉や生活習慣の違う外国籍等の保護者が不安なく子育てできるよう努めます。特に、妊産婦については、安心して妊娠中の時期を過ごし、出産を迎えられるようにするとともに、子どもが健やかに成長できるように支援します。

【具体的施策】

No.	取組内容	実施主体	新規 拡充
○	外国籍の妊産婦への相談支援を実施します。また状況に応じてボランティア通訳を利用し、きめ細やかな支援を行います。	健康課	
	外国語版母子健康手帳や健診問診票等を活用しスムーズな支援を図ります。	健康課	
	ボランティア通訳の利用を促進します。	健康課	○へ統合
	まちづくり推進との連携により、情報の共有化と支援活動を実施します。	☆健康課	削除
	保育所等に入所する日本語でのコミュニケーションが困難な幼児に対し、必要な支援を行います。	子育て支援課	新規
	日本語でのコミュニケーションが困難な児童生徒に対し、個別に日本語を指導する講師を派遣します。	学校教育課	新規
	在住外国人と市民が互いの国際理解を深めるための各種交流事業の開催や、日本語教室・相談窓口の開設により、外国籍等の方も子育てしやすい環境づくりを進めます。	地域共生課	新規



～用語の説明～



「里親制度」

里親制度とは、保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を、都道府県（指定都市・児童相談所設置市を含む。）が里親に委託する制度です（児童福祉法第6条の3）。里親希望者は、申込書を児童相談所を経由して都道府県知事に提出し、知事は、児童相談所の行った調査を基に、児童福祉審議会の意見を聴いたうえで適否を決定します。

「子育て短期支援事業」

保護者疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等で一定期間、預かることにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。

①短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児疲れ、慢性的疾患の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設で一時的に預かる事業。

②夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となることで、家庭において児童を養育することが困難となった場合やその他緊急の場合に、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

「インクルーシブ教育システム」

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。

中央教育審議会初等中等教育分科会（平成24年7月23日）では、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

また、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である、とされています。

